

其證と云てむと先礼書子記されたるを

<sup>十代</sup>景行天皇之皇子日本武尊一丈

仲哀天皇一丈 以上有于日本書記

<sup>十九代</sup>及正天皇九尺二寸五分 記古同御齒一寸上

是とも別より大きかりし故に書記給ふ也と云む

も理ありけむと猶ちつと云む さるる日本武尊能

紫の熊曾建と征討又向ひ給、故時尊と比御姨倭姫皇

女の御衣と着給ひ熊曾建、今云新室賀 移徒乃日よ童女

乃姿よ成て其女等の中よ交て其室内へ入給む熊曾

建が兄弟矣よ美女と思ひて酒宴をとりし、問よ熊曾

と殺給たり此尊一丈の御長くて童女の姿よ成給る

奇変多く見愛たりしと餘の女どもも皆各一丈許

有りし證ありや又押齒皇子も然許大く坐まはれ

御骨の仲子が骨と給まを分難りしを全同許の大

されりし證あり、然や今存せる御骨腕するが圍一尺

は餘る如くも仲子も同じ大さるる人たりしと分難

夏をよとありし

柳古を如此人を大なり、或千歳許殆たむ、うみ

今此如く小く成まぬといふも、や若如是のみ成行

む、お今千年も経たむ、む二三尺も成るむと

愚るる人と思ふべしと爲り次先世中より有とある  
物柿梨の類に至りて多くを小く少くを大  
あり其上古への人の質を寛裕にして正直也十年此方  
理屈をばしきしとて人心甚せしめしきは形  
小くあるも理なり外國人のこざうしきあり  
よ前より此國の後世より異り次悉く此國の人一丈  
許の時外國人の七八尺より過ぎても亦理なりさて今  
萬國五尺有餘より一同一して止たるを是より少くは成  
さるべき歎但行未乃其を知りし岩上の松風先の  
謝木のかしけたるも實に理なり

さて今記紀の傳とありて其證を示し其左のごとし

雄略天皇と市辺押齒皇子と御獵を行幸し其

古事記安楽天皇卷雄略天皇之御夏を申す條に

自茲以後淡海之佐々紀山君之祖名韓侏白淡海之久多綿  
之蚊屋野多在楮鹿其立足者如萩原指舉角者如枯樹此時  
相率市辺之忍齒王幸行淡海到其野者各異作假宮而宿爾  
明且未日出又時忍齒王以平心隨乘御馬到立大長谷王假  
宮之傍而詔其大長谷王之御伴人未寤坐早可白也夜既曙  
訖可幸獵庭乃進馬出行爾待其大長谷王之御所人等白宇  
多互物云王子故應慎亦宜堅御身即夜中服申取佩弓矢乘

馬出行條忽之明自馬往雙峻矢射落其忍齒王乃亦切其身  
入於馬槽與土等埋云云

書紀雄略天皇卷安康天皇三年子有し夏を云ふ條子

冬十月癸未天皇恨允徳天皇曾欲以市辺押盤皇子傳國而

逸付囑後事乃使人於市辺押盤皇子陽期攷獵勸遊郊野曰

近江狭々城山君韓帝言今於近江來田綿蚊屋野楮鹿多有

其戴角類枯樹末其聚脚如弱木林呼吸氣息似於朝露願與

皇子孟冬作陰之月寒風肅然之晨將逍遙於郊野聊娛情以

習射市辺押盤皇子乃隨馳獵於是大泊瀬天皇彎弓驟馬而

陽呼田楮有即射殺市辺押盤皇子皇子帳内佐伯部賣輪更

子仲抱屍駭腕不辭所由反側呼號世還頭脚天皇尚誅之云云

上行記紀二書の傳大方同じ様と唯押齒皇子を殺

奉賜一海野以を異り

記傳云佐々紀山君祖云々神名帳子近江國蒲生郡子

サ々賣神社の巳和名抄子同郡篠筥郡あはし夏を乳

倍し云按子御獵場も同郡を云を是るる傍し

久多綿蚊屋野を記傳に如此地名と三重初て云海を

いかりる也久多綿蚊屋野也二處よてとあり

むれ云々さ々久多と云海を今詳々たり福と強て云

を綿蚊屋野より此大名よとて今の蒲生神崎二郡

の郡の内よりたりたるべし綿を備字を愛智川の  
よりたる名くされを今愛智川の川南より北之庄と云  
郷名ありし書紀より来田と書れたるより謬りたる  
やとおひゆさるる北南を云地名を多く南北に  
其對する地ありしこの北郷も南もあう云一す地も  
無りれそ来田より来田と唱来る更志ひたる説も有  
へり今神崎郡に屬たれと蒲生とよりて殊に  
押齒皇子の御陵ありし壞塚より遠くはれし  
一ツの大野よりりむと云此は某野と云村名ありし  
されば綿を同郷内より川に依て和田村あり是其名残

るべし然し此名も久多郷より渡の邊の蚊屋野  
と云更し蚊屋野に其辺に屋に草料の草生たる野  
有てそれを云はれされを蚊屋野を今の蒲生野の辺  
までよりりし名と志す有し今蒲生野より東に

ある渡山石塔寺  
有処にや尾籠るをりりる者

古事記孝元天皇卷より表邪本王者云近淡海蚊野之別  
祖也とありしを愛智郡より蚊野まで別る

押齒皇子の御骨を今の御園の山陵に改葬給し更を

古事記顯宗天皇御卷も

此天皇其父王市邊王之御骨時在淡海國賤老媪參出白

王子御骨所埋者專吾能知亦以其御齒可知御齒者如三枝押齒坐也

起民掘土求其御骨即獲其御骨而於其蚊屋野之東作山御陵

葬以韓幣之子等令守其御陵云云

今卯本作之山下置たると理有さるハ前ハ土と

等埋給じ夏と云れを今をこと更にも作山御陵と

有へき処へさて其山御陵を蚊屋野の東とあるも

今との地景をくわへりかくて其老媪をを京よ召て

教慈給て海日よ必召たりし我同族の子ハ陵守と為

給ひしを雄畧天皇御時父皇子といつそりて此野に

て災よあへせ奉りと罪あるが故也やと召其老媪善

其不失見置知其地以賜名號置曰老媪と見えり

書紀顯宗天皇御卷元年二月戊戌朔壬寅の條に

詔曰先王遭難多難殞命荒郊朕在幼年亡逃自匿糧遇來迎

升纂大業廣求御骨莫能知者詔畢與皇太子億計泣哭憤惋

不能自勝是日召聚耆宿天皇親歷問有一老媪進曰置目知

御骨埋處請以奉示置目老媪名也近江国狭々城山ノ君  
祖倭幣宿祢妹名置目見下文

天皇與皇太子億計將老媪婦幸于近江国末田綿蚊屋野中

堀出而見耒如婦語臨穴哀號言深吏慟自古以耒莫如斯醋

仲子之尸艾橫御骨莫能別者爰有磐坂皇子之乳母奉曰仲

子者上齒隨落以斯可別於是雖由乳母相別觸躄而竟難別

四支諸骨由是仍於蚊屋野中造起雙陵相似如一葬儀異

云云

柳古事記にも其御骨を蚊屋野の東に山御陵作て葬奉るとあり有て舊地に起雙陵を造給(西史と畧)書紀にも四支諸骨の別難故にその故の蚊屋野に同様な陵を造て葬奉るとあり有て東に山御陵を作て葬奉れる史ともありたり今按は是れもさうり彼皇子とも平人同様な荒野中に山陵をも作て次て埋置給し史に深き海に思召て殊更に求て掘出させ給し史を必他所に新山陵を作て葬給し

史にありたり古事記の傳の正しき史是れをも知れし又皇子薨御し其堀給ふを化世九年に成りしは御骨に仲子に尸文て別難とありも埋るとも書紀の傳に亦正しうりれありれを記紀に書れるが如くありまの蚊屋野今蒲生に土と等と埋奉てあるを掘出て髑髏及皇子の御骨と知れたる限を東に今御用郷山御陵作て其陵に葬奉り又仲子に尸と又皇子の御骨に別難と其蚊屋野に山陵を作て葬奉ると云史に造起雙陵相似如一とあるをうれ殊更に作給海東の山陵と元の蚊屋野にも同様な山陵を作

繪たる象と相似如一と云さるる一し然るハ葬儀無異  
くあるを東の山陵ハ皇子の御骨と葬奉るを元の野  
ニ山陵と作りて仲子を葬るも同様なりすと云意  
さるハ仲子も切ハあまども皇子同様ニ葬給ふべし  
理るハ水と皇子の御骨も相交りたる故ニ此仲子が  
基とも同く山陵ニ作給ふハ仲子が忠儀も是ニ  
てあまてれ殊ニ皇子と同穴ニ入りたる一実ニ奇し  
き限し然れを

近江國蒲生郡多々蒲生野辺の環塚村の御陵をその  
市邊押齒皇子薨御地ニて村中ニ土高くしてあまを

土俗の鬼ヶ塚と云を雄略大皇押齒皇子と佐伯部仲  
子とと土と等しく埋給ひ跡までを顕宗天皇掘出  
給て別ニ山陵と作りて給ひしくも環塚名ハ是ナリ  
出より今一ツ六七間東ニ並て山陵あり石棺の形ニ  
と現然ある是ヲ顯宗天皇父王市邊押齒皇子と懐内  
仲子との爲ニ作りて給ふ山陵なりと  
同御園御城法寺村なる山陵も同御持市邊押齒皇子  
一柱の觸髅も皇子の御骨の能知れたる限を葬奉り  
給たる正しき御陵と有る

凡人を世中ニ其名を留むるを欲するが右の法則

して其所以を古学各問録に委しく云つれを今を略ぬ  
故古その人の爲りとし 御名代と云て地は其名と苗  
給海夏常は多し然るに此市辺皇子をこの中よりと  
皇國におきてを尊ひても尊し一子皇子と坐と干威  
りたりその御陵の在處とたふ知人無くて適じるを  
乱世の名残。あきしうともりしうとも恐くとも恐り  
りたりと云や今や治達御代の光やあしりあや  
石上あるに御代の道も明らうに埋れたるし真玉の  
光も現出てかく記してせよと南めあるに皇子の御  
爲りともりしうともりしうとも恐くとも恐り

出る小付てを古事記日本紀なる傳への正しき夏も知  
らるるを世の爲人の爲りも甚くれりあきしうともりし  
む

今此書りて竟て義言借思ひめくせをいそめく心の  
内は奇しく思ふ夏あり其所以を此市辺皇子に  
雄略天皇元年薨御を顕宗天皇元年まで七十九年の間  
其陵を此皇子とを知人も無くて過つるに七十九年後  
に此皇子の御陵ある夏顯れて山陵に葬奉り給ひぬ  
其後十三百六十五年孫て文政四年に御齒と御齒を  
掘出たり然れども何人の御齒とも知人無くて野に

捨られ給ちるを此皇子の御齒するを更にあはれあへ  
如此書記は又七九年後の四月に之をききし如  
此等の顕道の中年数のよく相合事是より之を思ふ  
顕宗天皇の御代にも詔を二月ありしと更終て京に  
還幸するし四月にも有しき大置目を召し給  
ひしが五月も之をききし思ふありしに

嘉永二年己酉四月

市辺皇子薨御より今年迄千三百九十三年に及ぶ

嘉永三年庚戌十月

同今年迄千三百九十四年及ぶ者也

288